

令和6年9月会議
一般質問 参考資料

藤本 憲一 議員

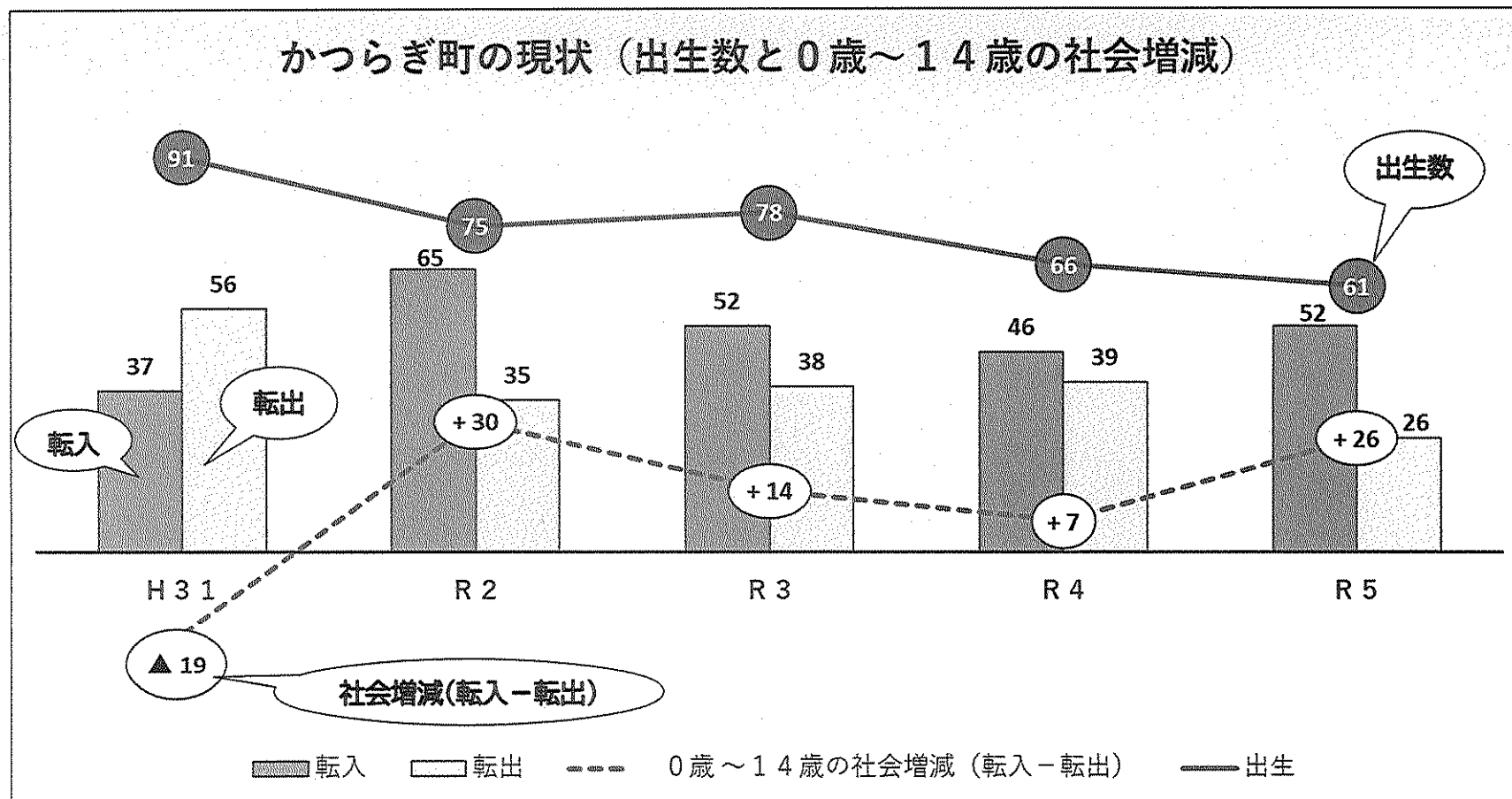
若年層の都会進出を防ぐ施策について (町独自の給付型奨学金制度導入を)

概略説明

今回の質問は、本年４月に人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体に１０年前の公表と同様、かつらぎ町が入っている。しかし、今回は１０年前より改善がみられるとの評価であるが、依然として少子高齢化に歯止めがかかっていない現状を考え、町としてどのような改善策を検討されているのか聞きたい。

かつらぎ町はこの１０年、特に直近５年間で子育て支援に軸足を置いた施策が実りつつあることは大いに評価できる。しかし、少子化対策は、結婚、出産が始まりであり、さらに、進学、就職にも軸足を置く支援策が必要である。そこで、今回の質問提案は、消滅可能性自治体から脱却した市町の施策から、かつらぎ町でも採用できそうな支援策を提案したい。

「消滅可能性自治体」とは、将来的に人口減少や高齢化の進行によって、地域社会の維持が困難になる可能性が高い自治体を指します。これらの自治体では、２０５０年までに２０代～３０代の女性人口が半減し、人口減少が深刻化する可能性がある指摘されています。



（令和6年度かつらぎ町行政報告会 資料P1より）

出産祝金(地域で子育て応援事業)

(目的)

西米良村民の出産に際し、新生児の保護者に対して出産祝金を支給することにより、新しい村民の誕生を祝福するとともに、次世代を担う若者の定住化を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的としています。

- 出産祝い金出産された方へ、村からのお祝いの気持ちを込めてお贈りしています。1人目 10万円、2人目 20万円、3人目 35万円※第4子以降は、第3子の額に10万円ずつ加算※定住見込みのない方は1人10万円●出産応援ギフト出産直後に必要な物品及び現金2万円を、妊婦1人の1回の妊娠にあたり1セットお渡しします。●安心出産助成 妊婦健診受診券14枚、その他の健診についても助成があります。●子育て支援金未就学児を抱える世帯への経済的負担軽減のため、村内で使用できる商品券を交付。お買い物の額の2割に対し使用できます。
- 結婚報奨金結婚する村民に対し、西米良村からお祝いの気持ちを込めてお贈りします。最大50万円(定住する方に限る)●不妊治療助成不妊治療をされる方へ治療費の助成を行っています。●高齢者への福祉サービスも充実敬老祝い金の交付、介護者への手当支援、買い物支援等。

引用元 西米良村ホームページ

大衡村 出産・子育て応援給付金について

事業開始:令和5年1月20日

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用負担軽減を図る経済的支援を一体的に実施していきます。

事業の内容

◇伴走型相談支援

妊娠・出産・子育てについての相談ができます。



時期	方法	内容	対象者	面談の実施者
① 妊娠届出時	面談	体調確認(アンケート)、出産までの見通しについて、支援サービスの紹介等。	妊婦	保健師
② 妊娠8か月頃	電話(面談)	体調確認(アンケート)、出産準備について等。希望者は面談の実施。	妊婦	
③ 新生児訪問時	面談	体調確認(アンケート)、子育て支援サービスの紹介、育児に関する相談等。	産婦	

◇経済的支援

出産・子育ての経済的負担をサポートします。

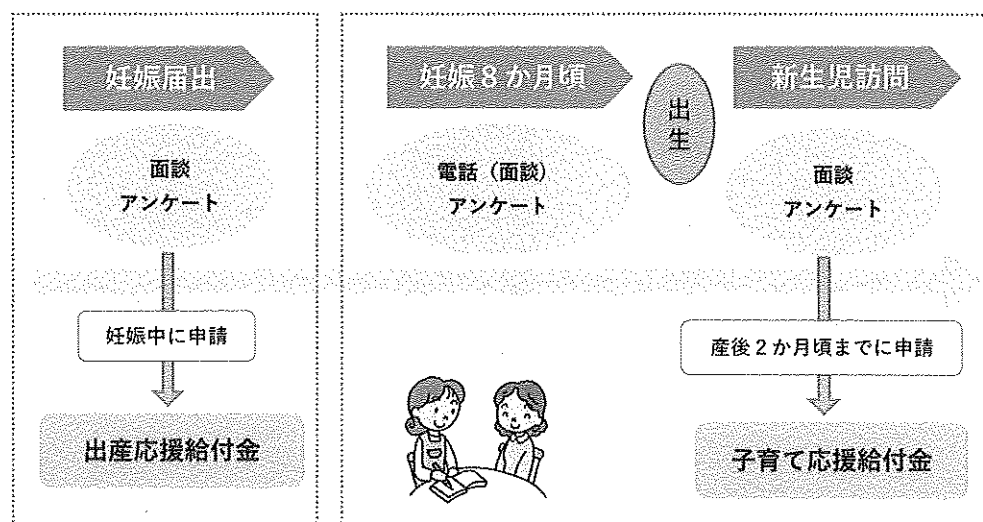


支給内容	対象者	支給要件・条件
出産応援給付金(現金5万円)	妊婦	妊娠届出時の面談、アンケート回答
子育て応援給付金(現金5万円)	産婦又は子の養育者	①妊娠8か月頃のアンケート回答 ②新生児訪問時の面談、アンケート回答

事業のイメージ

伴走型相談支援

経済的支援



引用元 大衡村AP

【お問い合わせ】健康福祉課(子育て世代包括支援センター) TEL:022-345-0253

「ぶり奨学金制度」がスタートします



ぶり奨学金制度とは、出世魚で回遊魚のブリにちなみ、学校等卒業後、地元リーダーとして活躍してほしいとの願いを込めて名づけられた長島町の新しい奨学金制度です。

具体的には、金融機関からぶり奨学ローンを借り、返済した場合に、元金相当額については卒業後に長島町に戻って居住している期間分を、利子相当額については全期間分をぶり奨学基金から補填する制度です。

申請できる人の 補助金受給要件	① ぶり奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること ② 町税等を滞納していないこと ③ 元金相当分の交付を受けることができる人は、奨学生が卒業後 10 年以内に住民登録し、その後転出することなく、現に居住していること (ただし、転出した場合は交付を受けることはできません。)
補助金の額	●申請する年度に返済した利子（全ての方が対象） ●元金の支払いについては、借入額の 10 分の 1 を毎年度支払い (卒業後、10 年以内に奨学生が町内に居住している期間)
交付申請	① 長島町ぶり奨学金償還補助金交付申請書 ----- 教育総務課 ② 金融機関が発行するぶり奨学ローンの返済額を証する書類 ----- 金融機関 ③ 現住所を証する書類（戸籍附票） ----- 戸籍係 ④ 世帯全員の納税証明書 ----- 税務課 ※ 元金請求の場合は、本人（奨学生）申請となります。
申請	毎年 3 月（3 月返済日以降に申請） ※上記の①～④の書類を教育総務課へ 3 月末日までに申請
補助金支払い	審査決定後、遅滞なく交付

☎問い合わせ先 町教育委員会教育総務課 ☎ (88) 5679 [直通]

長島町×信用金庫

ぶり奨学ローン

長島支店
西長島支店
限定！

ご融資金利

(平成 28 年 3 月 1 日現在)

年 **1.50%**
(保証料含む・変動金利)

※当金庫の短期借入借入金金利に連動する変動金利です。
※基準金利の変動により、貸出期間中であっても適用金利は変更します。

ご融資金額

50 万円～
500 万円まで

※限度額はお申込み時の審査結果により決定します。
(審査の結果決定したご契約限度額に達するまで、毎月一定額を奨学金形式でご融資します)

ご融資期間

5 年以内

(1 年更新、更新時には審査があります)
※医学部・歯学部などの 6 年制大学など、在学予定期間が 4 年を超える場合は、最長 7 年以内の在学予定月の月末まで。
※お申込み時の在学予定から卒業される限りお申込人が引き続き「ぶり奨学ローン」の返済を希望される場合、ご利用期間の延長も可能です。
※延長にあたっては、事前審査が必要です。

ご利用いただける方

●ご子弟、孫または扶養するご親族が、学校（高等学校・大学・大学院・専門学校）に就学中、または就学を予定されている方

返済方法

お申込人のご子弟、孫または扶養する親族のかたのための奨学資金

返済方法

お申込人の当座貸越口座からご子弟等名義の普通預金口座へ次の金額を定額自動送金します。

○高等学校 / 毎月 3 万円 ○大学、大学院、専門学校 / 毎月 5 万円
※定額自動送金は、在学期間中かつ当該学校の最期卒業年まで行います。

※ご融資契約時に、定額自動送金のご契約が必要です。

※上記以外にも必要書類・条件等がございます。 ※ご利用にあたっては審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

返済方法

元金返済据置（利息は、利息支払用預金口座から毎月払）

※卒業予定月の 3 カ月後の月末までに、ぶり奨学ローン（証書貸付）に切替えていただきます。

※保証期間中の元金の任意返済も可能です。

必要書類

- 所得証明書
- 運転免許証（ない場合は健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード）
- 就学中または就学予定であることを証する書類（合格通知書、在学証明書、学生証など）
- その他、当金庫が必要としてお願いする書類（申込書など）